

食料安定供給特別会計「漁船再保険勘定」及び「漁業共済保険勘定」 における一般会計繰戻未済金の償還計画について

【漁船再保険勘定】

漁船再保険勘定においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による多額の再保険金を支払うため、不足する再保険金支払財源を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「震災援助法」という。）」第 34 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度に一般会計から本勘定に繰り入れている。

当該繰入金については、同条第 2 項の規定により、本勘定において決算上の剰余を生じた場合には、当該繰入金額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならないとされており、令和 4 年度末の一般会計繰戻未済金の残高は 9,353 百万円となっている。

この一般会計繰戻未済金について、令和 5 年度以降において次表のとおり償還を計画しており、概ね 3 年毎に行う保険料率の見直しに合わせて、漁船保険の引受状況、再保険収支の状況、償還実績等を踏まえながら償還計画を見直すこととしている。

一般会計繰戻未済金の償還計画

（単位：百万円）

	償還計画額	繰戻未済金残高
令和 4 年度末残高		9,353
令和 5 年度～令和 7 年度	5,786	3,567
令和 8 年度～令和 10 年度	3,567	—

（注 1）「繰戻未済金残高」は、各 3 カ年度の最終年度末における残高見込み。

（注 2）計数については、単位未満を四捨五入したものである。

【漁業共済保険勘定】

漁業共済保険勘定においては、過去に 200 海里体制への移行に伴う漁場の縮小、漁業資源の減少、魚価安、異常赤潮の多発等のほか、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による多額の保険金を支払うため、不足する保険金支払財源を法律の規定に基づき、一般会計から本勘定に繰り入れている。

これらの繰入金については、法律の規定により、本勘定において決算上の剰余を生じた場合には、当該繰入金額に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならないとされており、令和 4 年度末の一般会計繰戻未済金の残高は 25,385 百万円となっている。

この一般会計繰戻未済金について、令和 5 年度以降において次表のとおり償還を計画しており、概ね 3 年毎に行う共済掛金率等の見直しに合わせて、漁業共済の引受状況、保険収支の状況、償還実績等を踏まえながら償還計画を見直すこととしている。

一般会計繰戻未済金の償還計画

(単位：百万円)

	償還計画額	繰戻未済金残高
令和 4 年度末残高		25,385
令和 5 年度～令和 7 年度	—	25,385
令和 8 年度～令和 10 年度	—	25,385
令和 11 年度～令和 13 年度	—	25,385
令和 14 年度～令和 16 年度	1,098	24,287
令和 17 年度～令和 19 年度	8,275	16,012
令和 20 年度～令和 22 年度	5,516	10,496
令和 23 年度～令和 25 年度	8,275	2,221
令和 26 年度～令和 28 年度	2,221	—

(注 1) 「繰戻未済金残高」は、各 3 カ年度の最終年度末における残高見込み。

(注 2) 計数については、単位未満を四捨五入したものである。